

ACSV MONTHLY LETTER

個人事業者は、家族への給与を必要経費とすることができます。これを「事業専従者給与(控除)」といいます。青色申告か白色申告かで、取扱は以下のようになっています。

なお、不動産の貸付けを事業規模で行っていない場合(5棟10室基準)は、必要経費とはなりませんので注意が必要です。

● 事業専従者給与(控除)

	青色事業専従者給与	(白色)事業専従者控除
要件 1	生計を一にする 配偶者その他の親族 であること	
	12月31日現在で 15歳以上 であること	
	事業に従事できる期間の1/2超、 事業に専従していること	6ヶ月超、事業に専従していること
届出	適用を受けようとする年の3月15日まで (変更・追加は、遅滞なく届出が必要)	なし
取扱	届出た給与の範囲内で、 適正であれば、全額が必要経費	配偶者は86万円が必要経費 その他は1人50万円が必要経費 2

※1 原則として、学生・他に職業のある人・心身の障害により従事できない人は、事業専従者とはなれません。

※2 「事業所得の金額÷(専従者数+1)」を限度とします。

専従者給与(控除)は、所得税法上「給与所得」となります。よって、他に給与収入がある場合や、他の所得がある場合は、合算して確定申告が必要となります。

なお、青色事業専従者給与を受ける場合や白色事業専従者は、配偶者控除や扶養控除の対象にはなりません。

税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告 贈与税の申告	2月16日～3月15日 "
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ 電子メール でお願いしております)